

平成19年6月14日

株主各位

愛媛県松山市馬木町700番地
井関農機株式会社
取締役社長 中野弘之

「第83期定時株主総会招集ご通知」の訂正について

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年6月13日付でご送付いたしました「第83期定時株主総会招集ご通知」の事業報告および株主総会参考書類に一部記載誤りと記載もれがありました。

ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

敬具

記

[訂正箇所]

1. 8頁「事業報告」（ご参考2）の下段表の表題の記載を以下のとおり訂正いたします。

（下線部は、訂正箇所を示します。）

誤	正
(訂正反映後の当社の <u>営業成績</u> および <u>財産</u> の状況の推移)	(訂正反映後の当社の <u>財産</u> および <u>損益</u> の状況の推移)

2. 45頁「株主総会参考書類」の「第2号議案 監査役2名選任の件」の注記事項3の記載を以下のとおり訂正いたします。

（下線部は、訂正箇所を示します。）

誤	正
(注) 3. 安永紀雄氏につきましては、金融機関において支店長、本店部長等を歴任するなかでつちかわれた広範囲な知識、経験等を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 また、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。	(注) 3. 安永紀雄氏につきましては、金融機関において支店長、本店部長等を歴任するなかでつちかわれた広範囲な知識、経験等を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 <u>なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。</u> また、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

以上